

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS in Focus

IASB が IFRS の年次改善 (2010 年－2012 年サイクル) に関する公開草案を公表

目次

- はじめに
- 提案された修正

要点

- この公開草案は、以下の基準書に対する修正を提案する。
 - IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」
 - IFRS 第 3 号「企業結合」
 - IFRS 第 8 号「事業セグメント」
 - IFRS 第 13 号「公正価値測定」
 - IAS 第 1 号「財務諸表の表示」
 - IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」
 - IAS 第 12 号「法人所得税」
 - IAS 第 16 号「有形固定資産」
 - IAS 第 38 号「無形資産」
 - IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」
 - IAS 第 36 号「資産の減損」
- 提案されている発効日は、以下に説明しているように異なる。
- 本提案のコメント期間は、2012 年 9 月 5 日に終了する。

はじめに

2012 年 5 月 3 日に、国際会計基準審議会 (IASB) は、公開草案 ED/2012/1「IFRS の年次改善 (2010 年-2012 年サイクル) (以下、ED とする)」を一般のコメントを募集するために公表した。本 ED は、年次改善プロジェクトでの 11 の国際財務報告基準 (IFRSs) に対する修正を提案している。年次改善プロセスは、必要であるが緊急ではない IFRSs に対する修正を行うことを意図している。

当該修正についての提案された発効日は、2014 年 1 月 1 日以後開始する年次期間であるが、例外として、IFRS 第 3 号「企業結合」に対する修正および対応する IFRS 第 9 号「金融商品」への必然的修正は、2015 年 1 月 1 日以後開始する年次期間に発効する。早期適用は、修正のすべてに容認されることが提案されている。

ED のコメント期間は、2012 年 9 月 5 日に終了する。

修正案された修正

IFRS	トピック	提案された修正
IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」	「権利確定条件」の定義	IFRS 第 2 号の付録 A における「業績条件」と「勤務条件」を別個に定義することにより、「権利確定条件」の定義を明確にする。
IFRS 第 3 号「企業結合」	企業結合における条件付対価の会計処理	以下のとおり明確にする。 a) 企業結合における条件付対価が負債と資本性金融商品のいずれとして分類されるかは、IAS 第 32 号「金融商品：表示」の要求事項のみに基づく。 b) 資本性金融商品として分類されない企業結合における条件付対価は、事後に公正価値で測定され、対応する利得または損失は、IFRS 第 9 号「金融商品」に従い損益とその他の包括利益のいずれかに認識される。
IFRS 第 8 号「事業セグメント」	事業セグメントの集約 報告セグメントの資産の合計と企業の資産との調整表	事業セグメントが集約された場合には、集約された事業セグメントの説明を含め、その報告セグメントを識別する際に行った判断を開示することを企業に要求する。 セグメント資産が定期的に最高経営意思決定者に提供される場合、報告セグメントの資産の合計額と企業の資産との調整表を提供する要求事項を明確にする。
IFRS 第 13 号「公正価値測定」	短期の債権債務	企業は、割引の影響に重要性がない場合には、表面金利のない短期の債権債務の割引を行わず、請求書の金額で測定することを明確にする。
IAS 第 1 号「財務諸表の表示」	負債の流動・非流動の分類	企業が、同一の貸手および同一（または類似）の条件の既存の借入金について、報告期間後少なくとも 12 ヶ月後に債務を借換えまたはロールオーバーすることを予想し、その裁量を有している場合には、負債は非流動に分類されることを明確にする。
IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」	資産化される支払金利	資産化される支払金利は、これらの支払利息が資産化される原資産の他の支払と整合的に、キャッシュ・フロー計算書で分類されなければならないことを明確にする。
IAS 第 12 号「法人所得税」	未実現損失に係る繰延税金資産の認識	以下を明確にする。 a) 将来減算一時差異の税効果を繰延税金資産として認識すべきかどうかの評価は、それが解消される際に、同じ種類の課税所得に対して減算が生じることになるすべての一時差異の一体としての評価として行われるべきである。 b) 企業が繰延税金資産の実現を評価する際の課税所得は、将来減算一時差異の解消前の金額である。 c) 課税所得の発生または増加をもたらす行為のみが、タックス・プランニングの機会を表している。
IAS 第 16 号「有形固定資産」および IAS 第 38 号「無形資産」	再評価方式—償却累計額の比例的な修正再表示	有形固定資産項目および無形資産が再評価される場合、減価償却累計額は、減価償却累計額控除後の帳簿価額の再評価と整合する方法で、減価償却累計額控除前の帳簿価額を再表示した後に、減価償却累計額の控除前および控除後の帳簿価額の差額として計算されるべきであることを明確にする。減価償却累計額の算定は、評価技法の選択に左右されない。
IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」	経営幹部	以下により、いままでは報告企業の関連当事者とならない「管理企業 (management entity)」により経営幹部サービス (key management service) が提供される場合に、発生した関連当事者取引の識別と開示要求を明確にする。 ● 「管理企業」を含めるように「関連当事者」の定義を拡張する。 ● 経営管理サービスを提供する取引の別個の開示を要求するため IAS 第 24 号の開示要求を拡充する。 ● IAS 第 24 号の開示要求から、管理企業が自身の従業員に支払った経営幹部報酬を除外する。
IAS 第 36 号「資産の減損」	使用価値と売却費用控除後の公正価値に係る開示の調和化	現在価値技法が回収可能価値を見積るために使用され、当期に重要な減損損失または減損の戻入が存在する場合、使用価値に適用される IAS 第 36 号の開示要求が、売却費用控除後の公正価値にも適用されることを明確にする。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 6,400 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト (www.tohmatsum.com)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 か国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 182,000 人におよぶ人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte (デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsum.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。